

# 相模原市民会館メンバーズ 会員規約

## 第1条 名称

本会の名称は、「相模原市民会館メンバーズ」とします。

## 第2条 目的

本会は、会員の芸術文化への理解と教養を深め、芸術文化の向上に寄与することを目的とします。

## 第3条 運営

本会に関する運営は、相模原市民会館 指定管理者 ギオン・アクティオ・ウィッツグループ（以下「当グループ」といいます。）が行います。

## 第4条 会員

- 「会員」とは、本規約に同意し入会申込みをされ、当グループがその利用を認めた方をいいます。
- 会員資格は入会日から翌年度3月末まで、その後は一年毎の自動更新とし、最長2024年3月末日までとします。（但し、退会のお申し出があった場合を除く）
- 会員資格の喪失について別途定めるものとします。

## 第5条 諸手続

- 入会を希望する方は、本規約に同意した上で、申し込み手続きをするものとします。
- 会員は、入会手続きの際にハガキ会員かLINE会員かを選択するものとします。
- ハガキ会員は一世帯につき一枚とします。
- 会員は、住所、氏名、電話番号等の登録事項に変更があった場合、直ちに変更手続きを行うものとします。
- 前項の届出がないために生じた会員の不利益又は損害については、当グループは一切の責任を負いません。

## 第6条 会員特典

会員は、本会が定める会員特典を、所定の方法により利用することができます。ただし、一旦お申込みいただいたチケットは、理由の如何を問わず、取替・変更・キャンセルはできません。

## 第7条 禁止事項

会員は以下の行為を行ってはならないものとします。

- 他の会員、第三者、当グループの権利もしくは名誉、プライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- 他の会員、第三者、当グループに不利益もしくは損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為
- 本規約もしくは法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- その他、当グループが不適切と判断する行為

## 第8条 会員資格の喪失

会員が、次のいずれかに該当する場合は、当グループは会員資格を取り消す事ができるものとします。

- 入会又は最後に会員特典を使用した翌年度中に会員特典の使用がなかった場合（但し、LINE会員を除く）
- 届出事項に虚偽の申告があった場合
- 本規約に違反した場合
- その他、当グループが会員資格を取り消す必要があると判断する場合

## 第9条 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、相模原市民会館個人情報保護方針に則り管理します。

## 第10条 規約の変更

当グループは当会の運営上、規約の変更が必要であると判断した場合、会員に対し事前に通知することなく、その内容に変更を行うことがあります。

## 第11条 退会

会員は所定の手続きを行うことでいつでも本会を退会することができます。

## 第12条 附則

2015年7月1日 施行

2019年4月1日 改訂

発行者／相模原市民会館（指定管理者：ギオン・アクティオ・ウィッツグループ）